



政 委 第 24 号  
平成 18 年 11 月 27 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎



平成 17 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 17 年度における業務の実績に関する評価結果について」、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 17 事業年度における業務の実績に関する評価結果について(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体

の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」（14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。）、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人国立公文書館】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価結果を本法人の業務運営により実効的に反映させるため、評価項目とされた事項を検討したことを評価しているものについては、検討したという事実だけでなく、検討結果や検討の進捗<sup>ちよく</sup>状況についても把握した上で評価を行うべきである。

また、評価基準が「実施済」か「未実施」の択一となっている評価項目については、実施済みであることだけでなく、当該業務の実施効果についても把握した上で評価を行うべきである。

【独立行政法人国民生活センター】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の評価に当たっては、振り込め詐欺や訪問販売によるリフォーム工事に関するトラブル、ガス湯沸器や家庭用シュレッダー等の消費生活用製品による事故などのこれまで予期されていないような消費者トラブルの発生等の状況を踏まえ、消費生活情報の迅速な提供と的確な対応に資するよう、地方公共団体への協力要請等についての取組や関係府省・関係機関等との連携等についての取組にも着目した評価を行うべきである。

- ・ 相談受付から PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）への登録については、現状では平均 58.8 日（平成 17 年度実績）もの日数を要しているが、消費者生活に関する情報の収集・提供等の中核的な機関として、本法人が果たすべき役割・機能の有効性や各種業務の効率性等の評価に資するために、評価の前提となる目標・計画やその達成状況を測定するための指標の設定等が相談案件の内容や処理方法に対応しているなど合理的なものとなるよう、内閣府独立行政法人評価委員会として主務大臣に対し適切な措置の検討を要請すべきである。

#### 【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、評価の理由を具体的に示すこと等、評価の方法の改善を検討すべきである。
- ・ 業務実績報告書については、評価の前提となる本法人の業務の内容及び進捗<sup>ちよく</sup>状況等の基本情報を具体的に記述するよう、内閣府独立行政法人評価委員会として法人又は主務大臣に内容の改善を要請すべきである。
- ・ 中期計画予算に計上した施設整備費補助金は平成 17 年度計画予算額であり、期間中の累計額ではないことを明らかにするよう、内閣府独立行政法人評価委員会として主務大臣に適切な措置を要請すべきである。

#### 【所管法人共通】

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人

の人員費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期

目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

（非公務員化についての評価）

- ・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。